

酬ハ第四條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ其ノ者ニ付現ニ
定マリ居レル標準報酬ノ等級ニ相當スル第三條ノ改正
規定ニ依ル標準報酬トス

〔參照〕

昭和十四年十二月二十日公布勅令第八百五十八號職員健

康保險法施行令抄錄

第三條 職員健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ

被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定

ム

(左表略ス)

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ

定メ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄其ノ效力ヲ

有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル

標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ

之ヲ定メ其ノ日ヨリ其ノ年七月三十一日(六月二

日ヨリ十二月三十日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ

取得シタル者ニ付テハ翌年七月三十一日)迄其ノ

效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ

報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザ

ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタ

ル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナ

職員健康保險法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者

ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ從前ノ標準

報酬ニ依ル

職員健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ標準報

酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左

ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬

決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一

二月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬

決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

三日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬

決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍

四前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ

標準報酬決定ノ日前一年間に於テ受ケタル報酬

ノ額ノ十二分ノ一但シ現ニ使用セラル事業ニ

於テ報酬ヲ受ケタル期間一年ニ満タザルトキハ

其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ

除シテ得タル額ノ三十倍

五前各號ニ以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合

ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シ

タル額ノ合算額

六同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場

合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算

定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難

キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著

シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ

於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ職員健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項

ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十四條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行

醫療關係者徵用扶助規則の公布

投票ハ一人一票ニ限ル

フ

第五十五條第一項及第三項

組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金

ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲ス

コトヲ得

第一項ノ一時借入金ヲ爲シ得ベキ限度ハ毎年度監

督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第七十四條 第二十五條第三項、第四十一條、第四

十八條第一項、第五十二條、第五十五條第三項、

第五十六條及第五十七條ニ於テ監督官廳トアルハ

保険院長官トス

第七十五條 職員健康保險法第四十七條第一項ノ療

養費ヲ支給スペキ療養ノ範圍ハ左ノ如シ

三處置、手術其ノ他ノ治療

四診療所收容

五看護

六移送

前項第三號ノ療養ハ緊急ノ場合其ノ他保險者ガ必

要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一

回二十圓以下ノモノニ限ル

第一項第四號乃至第六號ノ療養ハ保險者ガ必要ア

リト認ムルモノニ限ル

醫療關係者徵用扶助規則の公布

醫療關係者徵用扶助規則は昭和十七年一月十九日付

官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

(昭和十七年一月十九日)
第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左

助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 醫療關係者徵用令第二十一條第一項ノ家族ハ

左ニ掲グルモノトス

一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

第三條 醫療關係者徵用令第二十一條第二項ノ遺族ハ

左ニ掲グルモノトス

一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ルモノ但シ養子ハシ者督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解

除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス

一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帶ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

三 被徵用者徵用セラレ總勤負業務ニ從事中故意又

用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在

ルモノ

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得

第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官之ヲ行フ

第七條 扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助產、生業扶助及埋葬費ノ支給トス

第八條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ

シテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

第九條 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解

除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受クル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ

給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノノ所得、生活能

力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第十條 扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居住ニ於テ之ヲ行フ

地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ行フ

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ扶助ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合

第十四條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス

第十五條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ

シテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

族ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ
行フベシ

第十五條

災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官

ハ一世帶總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物

品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役

又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ

者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ

懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ

執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間

其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條

被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁

錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對

シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラ

タル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受

クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條

被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ

逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰

又ハ素行不良ナルモノニ付テハ其ノ被徵用者タリシ

者竝ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及

遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度

ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシ

テ怠惰又ハ素行不良ナルモノニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條

被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失

ヒタルモノニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條

被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル

場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ
繼續スルコトヲ得

第二十三條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

ハ之ヲ爲サズ

第二十四條

被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル

場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用

者徵用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受

ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡

シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市

町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ

厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十二條、第

十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル金額ヲ增加ス

ルコトヲ得

第二十六條

扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ

方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程

度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地

市町村長又ハ之ニ准ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度

若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ

又ハ使用シタル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空

計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ニ其ノ旨通知ス

ベシ

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三 從事スベキ總勤務業務ヲ行フ地方公共團體、防

空計畫設定者又ハ工場事業場ニ付徵用ヲ變更セラ

レタルトキ

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ

停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更

ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業
場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關
スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長
官又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照
會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

第三十條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

ハ之ヲ爲サズ

第三十一條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

ハ之ヲ爲サズ

第三十二條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

ハ之ヲ爲サズ

第三十三條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

ハ之ヲ爲サズ

第三十四條

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ
對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後

仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條

工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家族手當の支給に関する閣議の決定

俸給生活者の生活安定と人口政策とを目的として現行の官公吏に對する家族手當制度を擴充すると共に民間被傭者についても之と歩調を一にする如く賃金統制令その他を改正する件は昭和十七年一月十三日閣議に於て正式決定を見るに到つた。その要綱は左に掲ぐるが如くである。

因に官公吏に對する現行家族手當の支給範圍は判任官以下、支給基準は被扶養家族一人に付月額二圓、但し最高額十圓であつた。

家族手當の支給に關する件

俸給生活者の生活安定及人口政策に資する爲家族手當

支給に關し左の措置を講ず

一 官吏以下

官吏以下に對しては昭和十七年四月より家族手當支給の制度を左の如く改む

(一) 支給の範圍 官吏(高等官及判任官の全部)、待遇官吏、囑託員(常時勤務のもの)、雇員、傭人及職工、但し勘任官同待遇者を除く

(二) 支給の基準 主として本人の收入に依り生活する配偶者、滿六十歳以上の直系尊屬、滿十八歳未滿の直系卑屬及不具發疾者一人に付月額三圓とす(最高額の限度を設けず)

二 國民學校及青年學校職員
官吏と同様に家族手當を支給するものとし其の半額を國庫に於て補助す

三 公 吏
各地方公共團體に於て各地の實情に應じ右に準じ家族手當を支給する如く措置す

四 家族手當の支給に伴ひ、地方公共團體の財政上必
要ある場合は財源の賦與に付き政府に於て之を考慮す

五 其 他
會社經理統制令、貨銀統制令等に基く家族手當に關する規定を前記官吏に對する家族手當の支給と歩調を一にする如く改正す

六 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き被管理者に付本人若は其の保護者又は使用主に對して體力向上に關する指示を爲し得るものとあるを改め、體力検査のみならず、命令を以て定むる其の他の體力に關する検査の結果等に基きても亦之を爲し得るものとすること

七 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き者に對して療養の處置命令並に貧困者に對して療養の指導を爲し得るものとあるを改め、前項と同様其の命令又は指導を爲し得る場合を擴張すること

下の如くである。

國民體力法中改正法律案要綱

一 被管理者の範圍は現行法に依れば未成年者に限る、とあるを改め男子に在りては二十五歳迄擴張すること

二 體力手帳は現行法に依れば體力検査を行ひたる場合に交付又は記載するとあるを改め命令を以て定むる其の他の體力に關する検査を受けたる場合にも交付又は記載するものとすること

三 醫師命令を以て定むる疾病に罹れる被管理者を診断したるときは其の結果を其の者の體力手帳に記載すべきものとすること

四 國民體力管理醫は國家目的達成の爲國民體力の向上に關し指導を爲すの責務を分擔し以て國民體力の向上に關する國策の遂行に協力すべき旨を明定すること

改正法律案につき閣議決定を見たる要綱を掲ぐれば以